

仕様書

1. 業務名

イチョウ樹木・植栽の移植及び移植後空間デザイン業務委託

2. 業務目的

本業務は、2025 年日本国際博覧会(以下「大阪・関西万博」という。)において、シグネチャーパビリオン「Dialogue Theater - いのちのあかし -」として展示され、大阪・関西万博閉幕後に保存されている「イチョウの木」及び「植栽」について、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会(以下「万博協会」という。)をはじめとする関係機関との適切な調整のもと、専門的知見に基づく技術的手法により、大阪府営泉佐野丘陵緑地(所在地:大阪府泉佐野市上之郷 90 番地)(以下「泉佐野丘陵緑地」という。)へ移植することを目的とする。

あわせて、移植に先立ち、移植場所の選定、空間コンセプトの設定及び概略配置計画を行い、移植後は実際の生育状況等を踏まえた空間デザインの調整及び活用方針の具体化を行うことで、移植から活用までを一体的に構築することを目的とする。

当該イチョウの木及び植栽は、資産価値の評価が確定しているものではないが、大阪・関西万博のパビリオンであったことから、その経緯及び象徴性に十分配慮し、価値を損なうことのないよう適切な移植及び活用を行うものとする。

3. 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4. 対象展示物

(1)イチョウの木

- ① 樹種:イチョウ
- ② 本数:1 本
- ③ 所在地:大阪市此花区夢洲中1丁目(2025年日本国際博覧会会場内)
- ④ 樹高・幹回、位置等:別紙「対象樹木詳細」による

(2)対象植栽

- ① 大阪・関西万博において、「記憶の庭」として展示されていた植栽一式
- ② 種類、位置等の詳細は、別紙「対象植栽詳細」による。

5. 業務範囲

本業務は、以下の内容を一体的かつ連続的に実施するものとする。

- (1) 対象展示物の移植に必要な確認及び関係機関との調整
- (2) 対象展示物の移植前における移植場所の選定、空間コンセプトの設定及び概略配置計画の策定並びに、移植後の空間デザイン及び活用計画の調整
- (3) 対象展示物の掘り取り、養生、運搬及び移植
- (4) 移植後の養生管理及び初期活着確認

6. 業務内容

- (1) 関係機関調整及び事前確認

- ① 対象展示物の樹勢、根系、生育状況等の確認
 - ② 万博協会をはじめとする関係機関との必要な協議及び調整
 - ③ 関係法令・基準への適合確認

- (2) 移植計画の策定

- ① 展示されていた状態を踏まえた掘り取り及び養生方法の整理
 - ② 長距離運搬を考慮した保護及び固定計画の作成
 - ③ 移植候補地の比較検討を含む移植場所の選定及び技術的妥当性の整理
 - ④ 空間コンセプトの設定及び概略配置計画の作成
 - ⑤ 移植先における定植、支柱及び土壤改良計画の作成
 - ⑥ 工程表及び安全管理計画の作成

※移植計画書及び工程表は、事前に発注者の承認を得ること。

- (3) 移植作業

- ① 対象展示物の掘り取り及び養生
 - ② 大阪・関西万博会場から泉佐野丘陵緑地への運搬
 - ③ 発注者が指定する位置(第8項を参照)における定植、支柱位置及び灌水
 - ④ 作業中及び作業後における周辺利用者等の安全確保

- (4) 移植後空間デザイン業務

- ① 移植前に策定した空間コンセプト及び概略配置を踏まえたデザイン調整
 - ② 来訪者の鑑賞、滞留及び学びを意識した空間デザイン

(5) 養生管理及び初期活着確認

- ① 移植後の灌水、施肥、剪定等の養生管理
- ② 樹勢及び活着状況の確認
- ③ 必要に応じた是正措置の実施

7. 実施時期に関する条件

本業務に係る対象展示物の移植作業については、樹木・植栽への生理的負担を最小限に抑えるため、可能な限り早期に実施するものとする。遅くとも令和8年9月中に完了することを原則とする。

8. 移植先の取り扱い

移植先は、泉佐野丘陵緑地内の発注者が概ねの位置を示す別紙「移植先位置図」によるものとする。ただし、具体的な配置及び移植場所の確定については、移植前空間検討を含む空間デザイン業務の範囲として、発注者と協議の上、受注者が検討するものとする。

9. 技術要件

- (1) 大径木又は展示植栽の移植に関する実績を有すること
- (2) 樹木医又は同等の専門的知見を有する者が関与すること
- (3) 関係機関との調整を含む業務を適切に遂行できる体制を有すること

10. 成果物

- (1) 移植計画書及び工程表
- (2) 作業写真(施工前・施工中・施工後)
- (3) 移植後空間デザイン資料
- (4) 実績報告書

11. 事故及び責任

受注者の故意又は過失により、業務の実施に伴い人身事故、第三者への損害又は施設等の毀損が生じた場合には、受注者がその責任を負うものとする。ただし、本業務は生きた樹木及び植栽を対象とする性質上、受注者は、専門的知見及び通常求められる技術水準に基づき誠実に業務を遂行するものとするが、移植後の生育状態、長期的な樹勢の維持又は枯死の有無について、成果の完全性を保証するものではない。

また、天候不順、気候条件の急変、自然災害、病害虫の発生その他受注者の責に帰すことができない事由により生じた生育不良又は枯死については、受注者はその責任を負わないものとする。なお、受注者の施工方法、管理方法又は安全配慮義務に明らかな瑕疵が認められる場合は、この限りでない。

12. 留意事項

- (1) 業務を通じて知り得た情報は、履行期間中及び履行期間終了後においても、第三者に漏洩してはならない。
- (2) 仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に疑義が生じたときは、関係法令に従い、発注者と受注者が協議しこれを定めるものとする。